

議案第 5 3 号

三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

三田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 4 年 6 月 7 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市手数料条例の一部を改正する条例

三田市手数料条例（昭和51年三田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第72号」を「第72号の2」に改める。

別表第62号アの表中「9,000円」を「11,000円」に、「17,000円」を「19,000円」に、「26,000円」を「31,000円」に、「35,000円」を「43,000円」に、「57,000円」を「68,000円」に、「75,000円」を「93,000円」に、「180,000円」を「221,000円」に、「280,000円」を「338,000円」に、「510,000円」を「609,000円」に改め、同号ア(イ)及び(エ)並びに第62号の2ア(ア)及びイ(ア)中「確認」を「確認済証の交付」に改め、同表第63号ア中「11,000円」を「16,000円」に、「6,000円」を「10,000円」に改め、同号イ中「確認」を「確認済証の交付」に、「7,000円」を「9,000円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同表第64号ア中「10,000円」を「12,000円」に改め、同号イ中「確認」を「確認済証の交付」に、「6,000円」を「7,000円」に改め、同表第65号アの表中「13,000円」を「14,000円」に、「17,000円」を「18,000円」に、「20,000円」を「22,000円」に、「27,000円」を「30,000円」に、「44,000円」を「47,000円」に、「59,000円」を「64,000円」に、「140,000円」を「157,000円」に、「220,000円」を「242,000円」に、「430,000円」を「457,000円」に改め、同表第66号中「16,000円」を「19,000円」に改め、同表第68号アの表中「12,000円」を「13,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に、「19,000円」を「21,000円」に、「26,000円」を「29,000円」に、「42,000円」を「45,000円」に、「56,000円」を「61,000円」に、「130,000円」を「147,000円」に、「210,000円」を「232,000円」に、「410,000円」を「437,000円」に改め、同表第69号中「15,000円」を「18,000円」に改め、同表第72

号の次に次の 1 号を加える。

(72)の 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 9 1 号）第 17 条第 4 項の規定に基づく申出（同法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。）に係る計画の通知に対する審査手数料 特定建築物の建築等の計画を建築基準法第 18 条第 2 項の計画として、第 6 2 号及び第 6 2 号の 2 の額（第 6 2 号の 2 に掲げる額については、当該額に消費税及び地方消費税を加えた額）

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の三田市手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請又は通知に係る手数料について適用し、同日前の申請又は通知に係る手数料については、なお従前の例による。